

令和 8 年 第 4 回

駒ヶ根市農業委員会

総会会議録

令和8年4月24日

## 駒ヶ根市農業委員会総会

### ○ 会議の場所

駒ヶ根市役所本庁舎 2階 大会議室

### ○ 出席した委員 (17名)

1番 森 武雄	8番 滝沢 久美子	15番 堺澤 務
2番 中嶋 隆	9番 小松原 博	16番 伊藤 宏美
<del>3番 木下 亜紀</del>	10番 塩木 操	17番 河上 邦和
4番 小松原 ひとみ	11番 上田 佳子	18番 吉瀬 久司
5番 倉田 益式	12番 春日 知也	19番 氣賀澤 道雄
6番 小松 伸治	13番 北澤 満	
<del>7番 田村 晴男</del>	14番 宮澤 秀一	

### ○ 会長が許可し出席した農地利用最適化推進委員 (6名)

20番 小平 裕一	22番 小池 政幸	24番 菅沼 佳彦
21番 小原 正隆	23番 山崎 幸夫	25番 白川 眞武

### ○ 欠席した委員 (2名)

3番 木下 亜紀	7番 田村 晴男
----------	----------

### ○ 事務局職員出席者

事務局長	北村 篤
次 長	山本 孝浩
主 任	竹村 直人
主 任	大森 真奈

### ○ 議事日程

日程第1 議事録署名人の指名について

日程第2 議案の上程及び提案説明・質疑・採決

議案第16号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について  
議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第18号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第20号 農用地利用集積等促進計画案の策定について (貸借)  
議案第21号 農用地利用集積等促進計画案の策定について (売買)  
議案第22号 駒ヶ根市農地利用最適化推進委員の選任について  
報告事項1 農地法第4条第1項第9号の規定による転用通知について  
報告事項2 貸借の権利移転について

駒ヶ根市農業委員会総会規則第 15 条の規定によりここに署名する。

会 長

議事録署名人 11 番 (上田)

議事録署名人 12 番 (春日)

開 会 令和8年4月24日 午後3時00分

局 長 (北村 篤君)

皆さん、こんにちは。(一同「こんにちは」)

定刻となりましたので総会を始めるのですが、総会に先立ちまして、4月に人事異動があり事務局が替わっておりますので、まず冒頭で自己紹介させていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

私は4月1日をもちまして農林課長となりました北村篤と申します。よろしくお願いいたします。

農業委員会では事務局長ということでお世話になります。まだ分からないことばかりではありますが、しっかり務めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

主 任 (大森 真奈君)

この4月1日から農業委員会事務局に配属になりました大森真奈と申します。よろしくお願いいたします。

これから勉強していきたいと思いますので、どうぞ温かく見守っていただければと思います。よろしくお願いいたします。(拍手する者あり)

局 長 (北村 篤君)

以上2人が事務局で異動となっております。引き続きお世話になります。よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから令和8年第4回農業委員会総会及び協議会を開会させていただきます。

以降、進行は座って行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、初めに氣賀澤会長より御挨拶をお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

皆さん、こんにちは。(一同「こんにちは」)

暑い暑いと言っておりましたら、昨日今日と急に寒くなりまして、昨日のようにこわばっているのが実情です。

農業関係でいいますと、ちょっと特殊な例が出てきまして、                      
■自営業をやっていた方が自営業を辞めて農業をやると言っていて、今研修に行っているみたいなのですが、土地を探してくれというような話もあったわけです。何で農業かと思いましたが、農業の仲間で話した中では、やはり                    少ないですし、大体は大手のところを受注しちゃって、                    がそういうところに入っていくのはなかなか難しくなってきたのではないかっていうようなことを言っていました。

それを考えてみますと、やっぱり農業っていうのは住んでいる人みんなが商売の対象ですので食いつぶれがないと、それでJAのような大きな組織を通

して売っていれば必ず食っていけるということになったのかなというのが私の勝手な思いです。

やはり、そういう面で見ると、農業っていうのは、やり方次第では利益にもなるし、魅力あるものなのかなっていうふうに思っています。

そんなことで、いろいろと社会が変わってきていますけれども、それに対応してまた進めていきたいと思っております。

また、先ほど自己紹介がありましたけれども、新しい事務局長と事務局の方を迎えて農業委員会を進めますので、皆さんよろしく願います。

簡単ですが、挨拶とさせていただきます。

局長 (北村 篤君)

ありがとうございました。

それでは会議前の一言と農業委員会憲章の朗読でございます。順番によりまして、9番 小松原博委員、よろしく願います。

9番 (小松原 博君)

それでは一言お話ししたいと思います。

ちょっと取り留めのない話になっちゃうけれども、少子高齢化っていうことでお話ししたいと思います。

私には子どもが2人おります。私の父親母親はおのおの6人~7人の兄弟がいて、おじいちゃんおばあちゃんもやっぱり6~7人の兄弟がおります。そういうことで、昔は非常に兄弟が多い時代でしたが、現在は非常に少子化っていうことで、大体平均1人くらいの出生率だそうです。

それで、世界情勢から始まって、日本の現状をちょっとお話ししたいと思います。

今、世界の人口ナンバーワンがどこの国か、皆さん御存じだと思いますけれども、インドでございます。14億5,000万人、相当な人数です。それで、2位は中国になります。これが約14億2,000万人。2023年に中国からインドに順位が入れ替わりまして、そういう結果になっているそうです。それで、3位はアメリカ合衆国、これが3億4,500万人、そういった人数になっているそうです。

それで、人口がずっと平均的に維持できる出生率っていうのは世界平均で2.1だそうです。

日本ではどうかといいますと、2022年現在で1.26、非常に少ない人数です。

それで、男女50人ずつ100人、出生率1.26で計算しますと、子どもさんが63人に減ってしまうという計算になるそうです。だから、男女50人ずつの100人が結婚して出産するとなると1世代後には63人っていう数字になるそうです。

ちなみに、隣の韓国、こちらは世界でも有数の出生率が低い国だそうです。これも2022年現在ですけど、出生率が韓国全体で0.72。それで、大都市ソウルに至りましては0.5だそうです。これは先ほどのように100人で換算しますと1世代後には36人に減ってしまうっていう数字が出ているそうでございます。

ちなみに、大都市東京は0.99。だから、ソウルに比べればまだまだ維持できる状態だそうです。

韓国を例に出して申し訳ないですけど、この一番の原因は、やっぱり格差社会だそうです。韓国は、大きい企業はあるけれど、日本に比べまして数が少ないっていうことで、どうしても高学歴でいいところに就職したいということで、大卒なんかの就職率を見ますと60%だそうです。日本は約98%の就職率だそうです。

そういった形で、大手企業が少ないっていうことは、結局格差社会のひずみを生むっていう現状だそうです。

ちなみに、世界ナンバーワンの人口を抱えているインドは、1964年に出生率が6だったのが2022年では2.01に減少しているそうです。都市部に至っては1.6ということです。

やはり世界的に人口が減少傾向に緩やかに移行しているそうです。

その反面、やはり豊かさが高まってくると乳児死亡率っていうのは非常に減少してきまして、乳児死亡率が減少するっていうことは、ひいては貧困が改善されているっていうことだそうです。

それで、世界的な出生率を見ますと、2022年度データですと世界の平均が2.27で、人口維持水準っていう指標があるらしいですけど、それを保っているっていうことで、子ども数は横ばいだそうです。

ただし、世界的に人口は増加しているっていうことで、今世紀末には約100億人になるっていうような形が予想されているそうですが、どうしてそれだけ人口が増えていくかっていうと、医療技術が非常に改善され、なおかつ貧困率が改善されたっていうことで、言い換えれば、平均寿命が延びてお年寄りの死亡が少なくなってきたっていうことだそうです。

それで、結果的には、これは人口のジレンマっていうそうです、やはり人口が増えたら国が豊かになる、国が豊かになることで人口が増えなくなる、これが人口のジレンマだそうです。

ちょっと取り留めない話でしたけど、一言、雑学として頭の隅にとどめておいていただければと思います。

それでは駒ヶ根市農業委員会憲章前文を読ませていただきますので、続いて御唱和をお願いします。

〔駒ヶ根市農業委員会憲章前文朗読〕（一同起立）

〔駒ヶ根市農業委員会憲章唱和〕（一同着席）

局 長

（北村 篤君）

ありがとうございました。

それでは、以後の議事進行は氣賀澤会長にお願いいたします。

会 長

（氣賀澤 道雄君）

これより令和8年4月2日付、告示第4号をもって招集しました令和8年第4回駒ヶ根市農業委員会総会を開会いたします。

農業委員定数19名、ただいまの出席委員数17名、法第27条第3項の規定により本会議は成立しております。

3番 木下亜紀委員、7番 田村晴男委員より欠席の旨の届出がありました。

お手元に配付してあります日程に従い会議を進行させていただきます。

日程第1 議事録署名人の指名をいたします。

議事録署名人は総会規則第15条第2項の規定により議長において11番上田佳子委員、12番 春日知也委員を指名いたします。

日程第2 議案の上程及び提案説明、質疑、採決を行います。

議案第16号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 任

（竹村 直人君）

それでは議案書1ページをお開きください。

農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について御説明し、御提案とさせていただきます。

1件でございます。

場所につきましては2ページ左側を御覧ください。

計画変更5-1で表示した場所になります。

中割区、XXXXXXXXXXの南1筆297㎡になります。

1ページにお戻りください。

内容でございますが、当初計画は住宅を建築するというものでございました。承継計画は建て売り住宅でございます。

理由でございますが、当初は事業計画者が住宅用地として当地を使用する予定であったが、転用許可後、市外へ転勤することとなり、以降事業目的の達成が困難となっていたことから事業計画者の変更をしたい、承継計画は承継者が建て売り住宅用地として利用するというものでございます。

同日、5条の転用申請がありましたので、こちらにつきましては後ほど御説明させていただきます。

以上1件につきまして御審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)  
それでは地元委員の補足説明をお願いします。

20番 (小平 裕一君)  
もう申請地は住宅用に造成されておりまして、特に問題ないと判断しました。

会 長 (氣賀澤 道雄君)  
これより質疑、意見に入ります。  
質問、御意見ございませんか。  
春日委員。

12番 (春日 知也君)  
こういう、個人として家を建てたいという事情があって転用許可されて、もしかしたら農振除外されたのかもしれないと思う場所ですけれども、自分ができなくなったときにほかの人に売っちゃうのではなくて、駄目になったのだから農地に戻すって判断もあると思うけれども、そういうのって駄目なのですか。

主 任 (竹村 直人君)  
現在の土地所有者は、計画変更5-1で表示した土地に隣接する筆も同じ方が所有されているのですが、そちらも現在耕作ができていない状態だと聞いておりまして、土地の利用方法を考えた中で、                    が見つかったということで、既に転用許可が出ているものについては、せめてそういう使い方をしようという経過は聞いているところでございます。  
おっしゃっていただいたとおり、農地として活用するというのも一つの方法だとは思いますが。

会 長 (氣賀澤 道雄君)  
私のところにもそういう相談がありまして、農地転用したけれども事業者ができないということで、農地に戻したいという意向の方がいました。  
ただ、農地に変えることは可能だけれども、結局、事業者が申請の取下げをしないと農地に戻すことはできないみたいです。  
だから、正しくなかったら事務局で指摘してもらいたいのですが、                      
                    が転用申請の取下げをしない限りこのまま転用の形で進んでいくという理解を私はしましたが、そんな感じによろしいでしょうか。

12番 (春日 知也君)  
そんな経緯があるのだろうとは思いますが、この方は自分の土地という理解だけれども、土地を住宅にすることで一部転用しましたと、それで、今度はそれを恐らく宅地として売るわけですね。農地の値段と宅地の値段つ

て全然違うと思うのです。

じゃ、こういう事例って、実は非常に取引の中でグレーゾーンというか、問題含みの事例になっていくような気がするけど、いかがでしょうか。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

今回の事案についての限定になりますけれども、許可年月日が平成14年っていうことですので、かなり昔の話なものですから、今回は転売する目的で農地転用したのではないのではないと受け取れますけれども……。

主 任 (竹村 直人君)

本件については、現在の土地所有者の前の所有者は[ ]の両親に当たる方なのですが、その方が息子さんの家を建てる予定で当時転用許可を取られた場所になります。

それで、実際に家を建てようとしたところで転勤が決まってしまう、家が建てられずにいたという経過の申請になっております。

15番 (堀澤 務君)

当地については、もう区画を切って、石垣を積んで、しっかり宅地として出来上がっちゃっているということもあったので、ま、仕方ないだろうという判断をしたところであります。

12番 (春日 知也君)

なかなか農地復帰は難しい状況だと理解しました。

今後のことですが、一度計画されたことがこういう感じで変わってくるっていうのはちょっと考えることが肝要な気がしますので、次回以降は御検討をお願いします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ほかにありますか。

それでは、議案第16号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第16号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 任 (竹村 直人君)

それでは議案書3ページをお開きください。

農地法第3条の規定による許可申請について御説明し、御提案とさせていただきます。

計3件でございます。

まず1件目でございますが、場所につきましては4ページ左側を御覧ください。

3-1で表示した場所になります。

町4区、[REDACTED]の北東1筆343㎡になります。

3ページにお戻りください。

契約内容でございますが、売買。

理由でございますが、譲渡人は新たに営農を始めるため当地を取得したい、譲渡人は管理できていない農地のため譲受人の要請に応じるというものでございます。

許可基準でございますが、法第3条第2項に適合してございます。

続いて2件目でございます。

場所につきましては4ページ右側を御覧ください。

3-2で表示した場所になります。

中沢区、[REDACTED]の東2筆、計248㎡になります。

3ページにお戻りください。

契約内容でございますが、贈与。

理由でございますが、譲受人は農業経営規模を拡大するため当地を取得したい、譲渡人は高齢となり農地の管理が困難なため譲受人の要請に応じるというものでございます。

許可基準でございますが、法第3条第2項に適合してございます。

続いて3件目でございます。

場所につきましては5ページ左側を御覧ください。

3-3で表示した場所になります。

東伊那区、[REDACTED]の北西1筆968㎡になります。

3ページにお戻りください。

契約内容でございますが、贈与。

理由でございますが、譲受人はこれまで耕作してきた農地を取得したい、譲渡人は高齢となり農地の管理が困難なため譲受人の要請に応じるというものでございます。

許可基準でございますが、法第3条第2項に適合してございます。

以上3件につきまして御審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

地元委員の補足説明をお願いします。

6 番 (小松 伸治君)

1 番ですが、小松原委員と現地確認してきました。

譲受人の■■■■のお宅があって、その東側に鍵の手のように農地がありまして、それが■■■■の農地です。

■■■■が管理できないということで、■■■■が譲り受けて3条許可によって農業をやるということでもあります。

規模的には家庭菜園という程度のものだと思いますが、この方は農業経験もありますし、加えて、農業を継続していくということを改めて確認しまして、これは妥当だと判断いたしました。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

2 番、お願いいたします。

1 番 (森 武雄君)

2 番についてですが、4月5日に木下委員と譲受人の■■■■と私とで現地確認いたしました。

譲受人は以前からこの農地を借りて耕作しておりました。

譲渡人が高齢となったということもあり、今回譲り受けることになったというお話でした。

農地の整備状況も良好でありましたし、また本人の今後の耕作意欲・意思もしっかり確認できましたので、本件につきましては問題ないと判断いたしました。

以上です。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

3 番をお願いいたします。

1 6 番 (伊藤 宏美君)

吉瀬委員と現地確認を行いました。

譲受人はこれまでも現地を借入れ地として耕作、管理してきており、自作地——水田ではありますが、それも広く耕作、管理していることから、問題なしとしました。

また、譲渡人と譲受人は同年齢で、■■■■ですが、譲受人は奥様と長男さんと一緒に農業をしていますので、大丈夫だと思います。よろしく申し上げます。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

議案第 17 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)  
御異議なしと認めます。よって、議案第 17 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第 18 号 農地法第 4 条の規定による許可申請についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 任 (竹村 直人君)  
それでは農地法第 4 条の規定による許可申請について御説明し、御提案とさせていただきます。

場所につきましては 7 ページ左側を御覧ください。

4-1 で表示した場所になります。

南割区、XXXXXXXXXX の南 1 筆 138 m<sup>2</sup>になります。

6 ページをお開きください。

申請目的でございますが、住宅敷地。

理由でございますが、申請人はこれまで自宅の駐車場敷地として使用してきた土地について農地法による手続が取られていないことが分かったため追認の手続を取りたいというものでございます。

農振法等でございますが、農振地域内農用地区域外となっております。

農地区分につきましては 1 種、土地改、不許可の例外として施設拡張で見えます。

以上 1 件につきまして御審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)  
地元委員の補足説明をお願いします。

15 番 (堺澤 務君)  
上田委員と 2 人で現地確認を行いました。

既に駐車場として使っており、建物を建てるわけではないので、周りの農地に影響もないということから問題ないと判断しました。

会 長 (氣賀澤 道雄君)  
これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

それでは議案第 18 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)  
御異議なしと認めます。よって、議案第 18 号 農地法第 4 条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

ここで議案第 19 号の審議に入る前に申し上げます。

農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の議事参与の制限規定により [ ] は自己等に関する事項について議事に参与することができませんので、審議が終了するまで一時退席を求めます。

[ ] 退場]

会 長 (氣賀澤 道雄君)

議案第 19 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について  
を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 任 (竹村 直人君)

それでは議案書 8 ページをお開きください。

農地法第 5 条の規定による許可申請について御説明し、御提案とさせていただきます。

計 6 件でございます。

まず 1 件目でございますが、場所につきましては 9 ページ左側を御覧ください。

先ほど計画変更申請で御説明させていただきました 5-1 で表示した場所になります。

中割区、 [ ] の南 1 筆 297 m<sup>2</sup>になります。

8 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅。

理由でございますが、譲受人は住宅の建築や販売を行っている企業であるが、幹線道路や学校に近く住宅の需要が見込まれる当地を建て売り住宅用地として取得したい、譲渡人は現在市外在住であり譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、平成 14 年 1 月 17 日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては 3 種、上下水管理設、付近に学校施設ありで見えております。

続いて 2 件目でございます。

場所につきましては 9 ページ右側を御覧ください。

5-2 で表示した場所になります。

福岡区、 [ ] の東 1 筆 191 m<sup>2</sup>になります。

8 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅用地。

理由でございますが、譲受人は当市へ移住するに当たり取得予定の空き家に

隣接する当地を自宅の駐車場敷地として取得したい、譲渡人はこれまで農地法の許可を取らずに当地を駐車場として使用してしまっていたため追認手続きを取りたいというものでございます。

農振法等でございしますが、第1種住居専用地域となっております。

農地区分につきましては3種、用途地域内で見いております。

続いて3件目でございます。

場所につきましては10ページ左側を御覧ください。

5-3で表示した場所になります。

小町屋区、XXXXXXXXXXの北東4筆、計1,135㎡になります。

8ページにお戻りください。

申請目的でございしますが、社員寮。

理由でございしますが、譲受人は建設関係の事業を行う企業であるが、事業規模拡大に伴い不足する社員寮を建設するため当地を取得したい、譲渡人は高齢であり農地管理が困難であるため譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございしますが、第1種中高層住居専用地域となっております。

農地区分につきましては3種、用地地域内で見いております。

続いて4件目でございます。

場所につきましては10ページ右側を御覧ください。

5-4で表示した場所になります。

町4区、XXXXXXXXXXの西1筆95㎡になります。

8ページにお戻りください。

申請目的でございしますが、駐車場。

理由でございしますが、譲受人はこれまで駐車場として借用していた土地について農地法による許可が取られていないことが分かったため追認手続きを取りたい、譲渡人は市外在住であり利用できていない土地であるため譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございしますが、準住居地域となっております。

農地区分につきましては3種、用途地域内で見いております。

続いて5件目でございます。

場所につきましては11ページ左側を御覧ください。

5-5で表示した場所になります。

町2区、XXXXXXXXXXの東3筆、計3,452㎡になります。

8ページにお戻りください。

申請目的でございしますが、基礎調査。

理由でございしますが、借受人は報道関係事業を行っているが、新社屋の建設

予定地である当地にてボーリング等の基礎調査を行いたい、貸付人は借受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございしますが、農振地域内農用地区域外となっております。

農地区分につきましては3種、上下水管理設、付近に学校施設ありで見えます。

なお、こちらは1年間の一時転用申請となっております。

続いて6件目でございます。

場所につきましては11ページ右側を御覧ください。

5-6で表示した場所になります。

上赤須区、XXXXXXXXXXの西1筆379㎡になります。

8ページにお戻りください。

申請目的でございしますが、住宅。

理由でございしますが、借受人は市外在住であるが、当市へ移住するに当たり実家や祖父が所有する農地とも近い当地を住宅用地として使用したい、貸付人は借受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございしますが、令和8年3月23日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては1種、土地改、不許可の例外として集落接続で見えます。

以上6件につきまして御審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

それでは地元委員の補足説明をお願いします。

1番につきまして先ほどの説明以外に何かあるようでしたら……。先ほどの説明でよろしいですか。

20番 (小平 裕一君)

はい。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

先ほど計画変更のところで説明がありましたので、その説明をもって進めますのでよろしくお願いいたします。

それでは2番をお願いいたします。

17番 (河上 邦和君)

5-2について説明いたします。

先日、上田委員と現地確認に行っていました。

5-2の図面を見ていただいて、黒く塗ってあるところの右側に地主の方の家があって、この黒いところはその方の実家であって、おばあさんが1人で住んでいたのですが、亡くなり、空き家になっていたということです。

その家売るに当たって、家の周りの土地が畑になっていたってことで、現在の状態は庭とか駐車場に使っているけれども、この際、譲受人に家とセットで売り渡したいということでございます。

位置図を見ていただくと、該当地のすぐ下に2枚の大きな田んぼがあります。私が法人の稲刈りやなんかでこの田んぼに入るときには、この黒く塗られた場所の角が馬入れ口になっておりまして、そこを歩いていかないとこの田んぼには一切入れない状態になっています。

それで、この田んぼの端はコンクリート擁壁になっておりまして、ちょっと改造する必要もあるのですが、これじゃ耕作する人も面倒だし、田んぼに入るためにここを通らせてもらうって条件をつけて売り渡したらいいじゃないかっていうけど、売り渡しちゃうと、家庭菜園で野菜を作るのか車を置いてちゃうのか知らないけど、売り渡した人の土地を口約束だけで馬入れ口として使用するってのは非常にまずいので、別に入り口を造ってくださいと申し入れました。

それで、すぐ横のところに造ればいいけど、擁壁を崩したりするには、建築法があったりして、持ち主の方は夫婦2人で住んでおりまして、娘さんが1人いるけど都会に出ていっちゃっているってということで、将来的にいざとなったらアパートは売らなきゃならないと、売ったときにアパートの敷地を歩いて田んぼに入るっていうのは、いかんせん、泥まるけにもなるし嫌だということ、じゃどうするのですか、考えてくださいってということでお願いしました。

アパートの右側の隙間の譲渡人の土地を歩いて、アパートを抜けて、この裏を歩いて田んぼに行くように、段差が3か所ほどあるけど、そこを崩して通れるようにするってということで話がつきました。

一応、今ここは農地バンクに貸して麦を作っているんで、耕作者の方にはちゃんと説明して、それでよければしょうがないのではないですかということ、話をしてきました。

以上です。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

それでは3番をお願いします。

1 2 番 (春日 知也君)

小池委員と現地確認いたしました。

住宅地の中で使われていなかった農地に [REDACTED] が社員寮を建てるという案件で、第3種農地ということで特に問題はないかなという判断です。

南側に農地が3枚あるけれども、ここは法人がやらないとなつたので、去年は私が耕作放棄地対策で何度か耕しました。今年は契約を結んで耕しており、農地として維持していく予定でございます。

特に問題ないと判断します。

以上です。」

会 長 (氣賀澤 道雄君)

それでは4番をお願いします。

4 番 (小松原 ひとみ君)

小松委員と現地確認に行っていました。

現況は既に駐車場となっておりまして、譲渡人は当地を相続した時点で農地法の許可申請をすべきところ、行っていなかったもので、今回てんまつ書を添えての申請に至りました。

現状、やむを得ないので問題なしと判断いたしました。お願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

続きまして5番をお願いします。

2 2 番 (小池 政幸君)

5番については、[ ]に隣接する土地ですけど、[ ]の社屋が狭くなったってということで、新規移転したいということで、すぐ隣の[ ]の畑に移す計画があります。

それで、今回の申請はボーリング等の基礎調査を行うための一時転用許可申請であります。5月18日から1年間利用するということですが、一年かけてボーリング調査するということです。

それで、ボーリング調査ですので近隣農地に対しては特に問題ないというふうに考えております。

以上です。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

それでは6番をお願いいたします。

9 番 (小松原 博君)

4月8日に会長と一緒に現地調査してまいりました。

位置図を御覧いただくと分かるように、[ ]、それから真ん中に[ ]、それで黒く塗り潰した申請者、この3軒はおじいちゃん、お父さん、今回の申請者という土地の並びになっております。

それで、畑地が今回の申請に上がっているけど、現況調査した結果、特に問題ないと判断いたしまして許可しました。

以上です。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

それでは、これより質疑、意見に入ります。

何か質問、御意見ありましたらお願いいたします。

吉瀬委員、お願いします。

- 18番 (吉瀬 久司君)  
5-2についてお聞きします。  
先ほど、馬入れに対してちょっと難儀な話になっているようですが、ここの耕作者はどなたになっているのですか。現在どんな方が耕作しているのか教えてください。
- 17番 (河上 邦和君)  
田んぼの耕作者ですか。
- 18番 (吉瀬 久司君)  
はい。
- 17番 (河上 邦和君)  
過去から認定農業者の方が農地バンクで借りて作っています。  
黒塗りのところは、庭なんだか何だか、ただただうちの周りの土地として使っていた感じです。
- 18番 (吉瀬 久司君)  
元の持ち主はどなたなのですか。
- 17番 (河上 邦和君)  
黒塗りのところと田んぼのところ、この一角はぐるっとこの方の土地になります。
- 18番 (吉瀬 久司君)  
それでは、地主はもともと■■■■ということなのですね。
- 17番 (河上 邦和君)  
そうです。
- 18番 (吉瀬 久司君)  
分かりました。
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)  
ほかにありますか。  
倉田委員、お願いします。
- 5 番 (倉田 益式君)  
農地法とは直接関係なのかもしれませんが、5-6について、今回の許可申請の面積が51.84㎡ということですが、これは家を建てるにはあまりに狭いのですが、今回の申請と、あと隣接地があるけれども、家を建てる場合は隣接地も込みで家を建てる、それに対して今回これを申請したということでしょうか。
- 主 任 (竹村 直人君)  
申請地の面積でございますが、379の数字を御覧いただければと思います。  
51.84㎡は建築面積となりますので、そのような形で見ていただければと思



載の内容で貸付け予定でございます。

以上について御審議をお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

地元委員の方で何か補足説明がありましたらお願いいたします。

それでは、これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

議案第 20 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第 20 号 農用地利用集積等促進計画案の策定について(貸借)は、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

退席されている委員の着席を求めます。

〔                     入場・復席〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ここで議案第 21 号の審議に入る前に申し上げます。

農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の議事参与の制限規定により                      は自己等に関する事項について議事に参与することができませんので、審議が終了するまで一時退席を求めます。

〔                     退場〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

議案第 21 号 農用地利用集積等促進計画案の策定について(売買)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

次 長 (山本 孝浩君)

議案書 15 ページをお開きください。

議案第 21 号 農用地利用集積等促進計画案の策定について(売買)を御説明し、御提案とさせていただきます。

農用地利用集積等促進計画総括表を御覧ください。

このことについて、公告年月日は令和 8 年 4 月 30 日を予定しております。

売買の面積は田 4,757 m<sup>2</sup>、売手、買手はともに 2 でございます。

なお、この売買につきまして、4 月 3 日に農地あっせん審査会を開催しております。

16 ページを御覧ください。

1 件目でございますが、対象地 2 筆 3,302 m<sup>2</sup>を長野県農業開発公社から                      に売り渡すもので、対価につきましては 163 万 2,500 円、所有権の移転時

期等は令和8年5月15日でございます。

場所につきましては次ページ——17ページの左側の位置図を御覧ください。  
北割1区、[ ]の西側に位置している農地でございます。  
16ページを御覧ください。

2件目でございますが、[ ]から長野県農業開発公社へ売り渡すもので、  
対価は40万円でございます。

所有権の移転時期等は令和8年5月20日となります。

場所につきましては17ページ右側の位置図を御覧ください。

北割1区、[ ]の東側に位置している農地です。

なお、1件目の農地の前所有者、2件目の農地の購入予定者につきましては  
16ページの表の左下に記載しておりますので、御確認ください。

以上、本件につきまして御審議をお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

地元委員の補足説明はありますか。

それでは、ないようですので、これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

議案第21号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第21号 農用地利用集積等促進計  
画案の策定について(売買)は、これを原案どおり可決することに決定いたしま  
した。

退席されている委員の着席を求めます。

〔 [ ] 入場・復席〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ここで議案第22号の審議に入る前に申し上げます。

農業委員会等に関する法律第31条第1項の議事参与の制限規定により [ ]

は自己等に関する事項について議事に参与することができませんので、審議が  
終了するまで一時退席を求めます。

〔 [ ] 退場〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

それでは、

議案第22号 駒ヶ根市農地利利用最適化推進委員の選任について



なお、本件につきましては、農地法において建築面積が 200 m<sup>2</sup>を超えない農業用施設の設置について、農業委員会への届出により設置が可能となると定められていることから、総会において届出があった旨の報告をさせていただいているものでございます。

場所につきましては 19 ページ左側を御覧ください。

報告事項一で表示した場所になります。

中割区、                    の南東 1 筆 30 m<sup>2</sup>になります。

18 ページにお戻りください。

施設等でございますが、農業用施設（倉庫）。

内容でございますが、農機を収納する農業用倉庫を設置するため当地を利用したいといったものになっております。

以上につきまして御報告させていただきます。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ただいまの件について質疑、意見に入ります。

質問、意見がありましたらお願いいたします。

森委員、お願いします。

1 番 (森 武雄君)

今さらなのですけれども、今の説明では、大きさの制限は 200 m<sup>2</sup>以下ということでありましたけれども、建物の使用目的はもちろん農業用倉庫っていうことに限られると思うけれども、倉庫の構造的なものについては何か制限とかあるのですか。

主 任 (竹村 直人君)

構造等についての制限は特段ないものとなっております。ですから、面積で全て判断するものとなりますので、仮に基礎等を伴うものであったとしても 200 m<sup>2</sup>を超えない農業用に供するものであれば届出だけで設置が可能となっております。

1 番 (森 武雄君)

そうすると、基礎をしっかりコンクリートで打っても 200 m<sup>2</sup>以下ならいいということなのですね。

主 任 (竹村 直人君)

農業用に限られる目的ではございますが、そのようなものとなっております。

1 番 (森 武雄君)

分かりました。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ほかに質問、御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)  
ないようですので、報告事項1については説明のとおり御承知おきいただきますようお願いいたします。  
次に報告事項2 貸借の権利移転について報告をお願いします。

主 任 (大森 真奈君)  
それでは議案書20ページをお開きください。  
報告事項2 貸借の権利移転についてです。  
こちらは、長野県農業開発公社を通じて貸借されている農地について、受け手が契約期間の途中で変更になるという内容のものです。  
整理番号7001～7003について、農地集約のための担い手への権利移転となります。  
権利の種類につきましてはそれぞれ御覧ください。  
以上について御報告とさせていただきます。

会 長 (氣賀澤 道雄君)  
それでは質疑、意見に入ります。  
何か質問、御意見ありますか。  
見方ですが、例えば7001は■■■■が権利設定を受けていますが■■■■に移りますという見方でよろしいですか。

主 任 (大森 真奈君)  
おっしゃるとおりでございます。

会 長 (氣賀澤 道雄君)  
ほかに質問、御意見ございますか。  
それでは、報告事項2については説明のとおり御承知おきいただきますようお願いいたします。  
以上をもちまして総会に付議された議題について審議が終了しました。  
これにて令和8年第4回駒ヶ根市農業委員会総会を閉会いたします。  
お疲れさまでした。

閉 会 午後4時04分